

### 保証料率等の見直しについて

- 令和2年度の保証料率算定委員会における点検結果を踏まえ、保証料率等の見直しを行いました。
- 併せて林業信用保証業務に関する既往の規程類を再整理し、林業信用保証業務細則を5月11日付けで改正しました。
- 改正した業務細則については、10月1日より施行することとしています。ただし、既往契約への適用については、個別に協議して決定することとしています。
- このことについては、5月から6月にかけて都道府県、中央関係団体、約定融資機関等に周知を行いました。  
また、当事者に対しては、丁寧な対応を行うこととしており、通常の更新協議期間の概ね2倍の期間を設けて、現在、協議を行っているところです。